

事業場の規模別にみた過重労働による健康障害防止対策の
取組状況等に関する調査研究
(平成18年度の追跡調査)

森岡郁晴、宮下和久、生田善太郎、
津田晴子、柏井洋臣
(和歌山産業保健推進センター)

趣旨・目的

- 和歌山県下の労働者数50人未満の事業場を含む事業場を対象に、過重労働による健康障害防止対策の取り組み状況などについて明らかにし、今後の過重労働による健康障害防止対策に資することを目的とする。
- 和歌山産業保健推進センターの平成18年度産業保健調査研究報告書(18年調査)

対象と方法

- 和歌山産業保健推進センター、和歌山市・海南地域産業保健センター、田辺地域産業保健センターに登録されている667事業場に対して、質問紙によるアンケート調査を郵送法で行った。

事業場	発送数	回収数	回収率(%)
50人未満 (産業医無)	212	73	45.8
50人未満 (産業医有)			
50人から (中規模)	455	75	38.7
100人以上 (大規模)			
計	667	273	40.9

対象と方法

- アンケートの内容は、
8領域23問であった

I 事業場について

II 過重労働による健康
障害防止対策の認知
度

産業医無には、産業医、
衛生管理者などに関する
項目が削除された質問表

V 過重労働に対する健
康管理

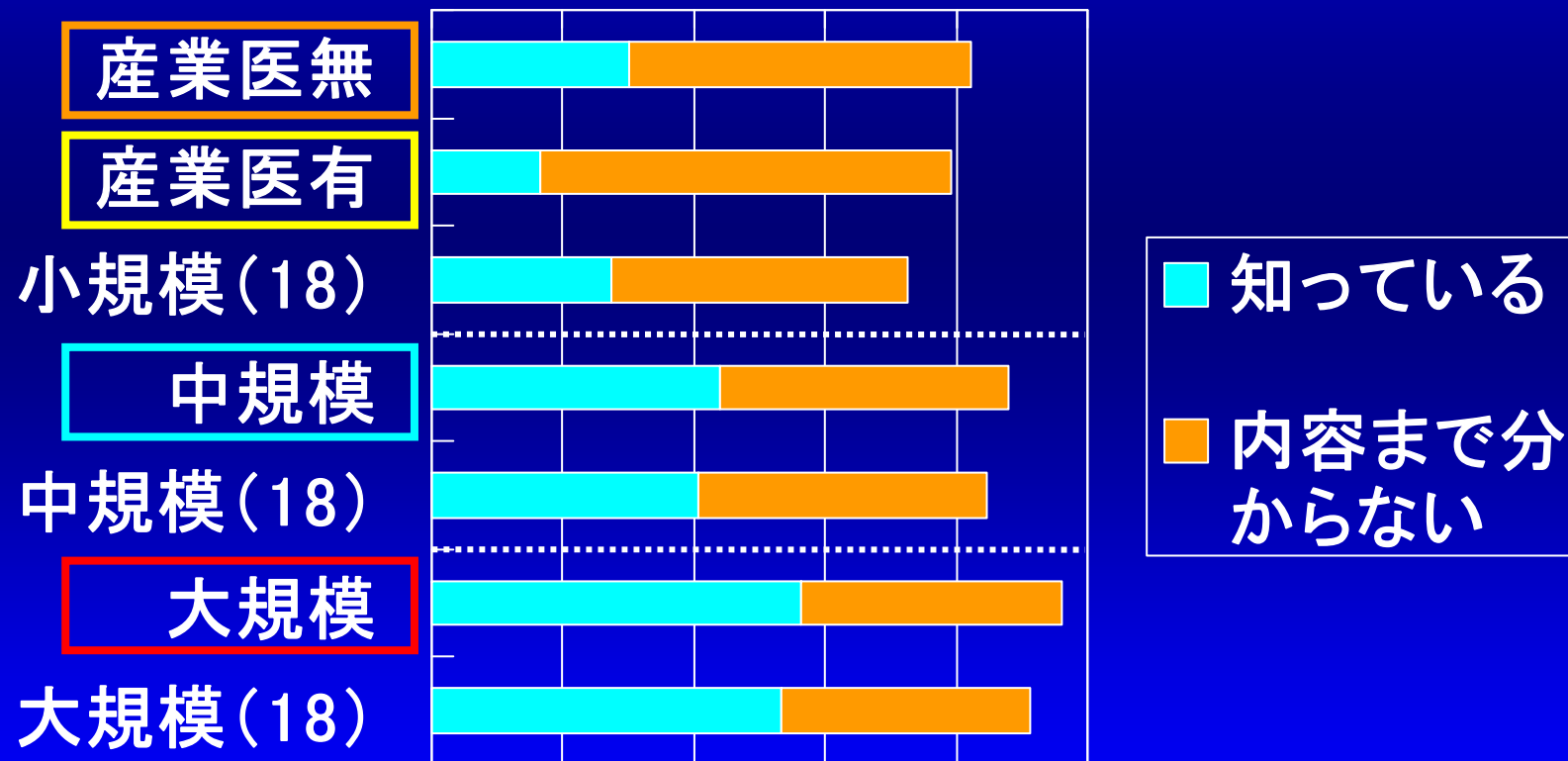
VI 過重労働に対する措
置の実施

VII 過重労働に関連する
健康障害発生につい
ての認識

VIII 時間外・休日労働の
削減

過重労働による健康障害防止のための総合対策の認知度

0 20 40 60 80 100 (%)



事業場が従業員の勤務時間を把握する方法(18)

0 10 20 30 40 50 60 70 (%)

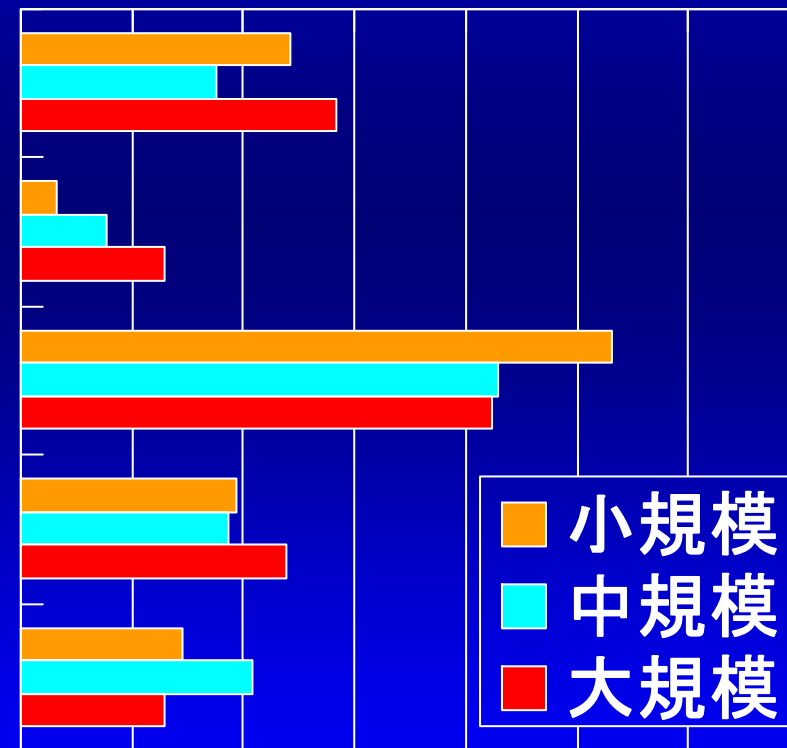
申告書による自己申告

IDカードによる把握

タイムカード

パソコンによる入力

その他



事業場が従業員の勤務時間を把握する方法

0 10 20 30 40 50 60 70 (%)

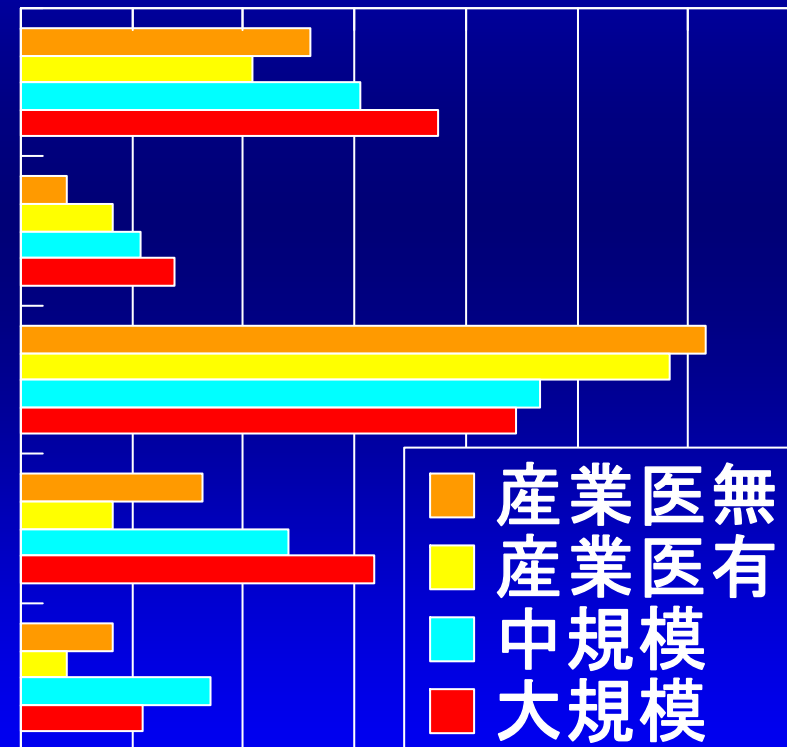
申告書による自己申告

IDカードによる把握

タイムカード

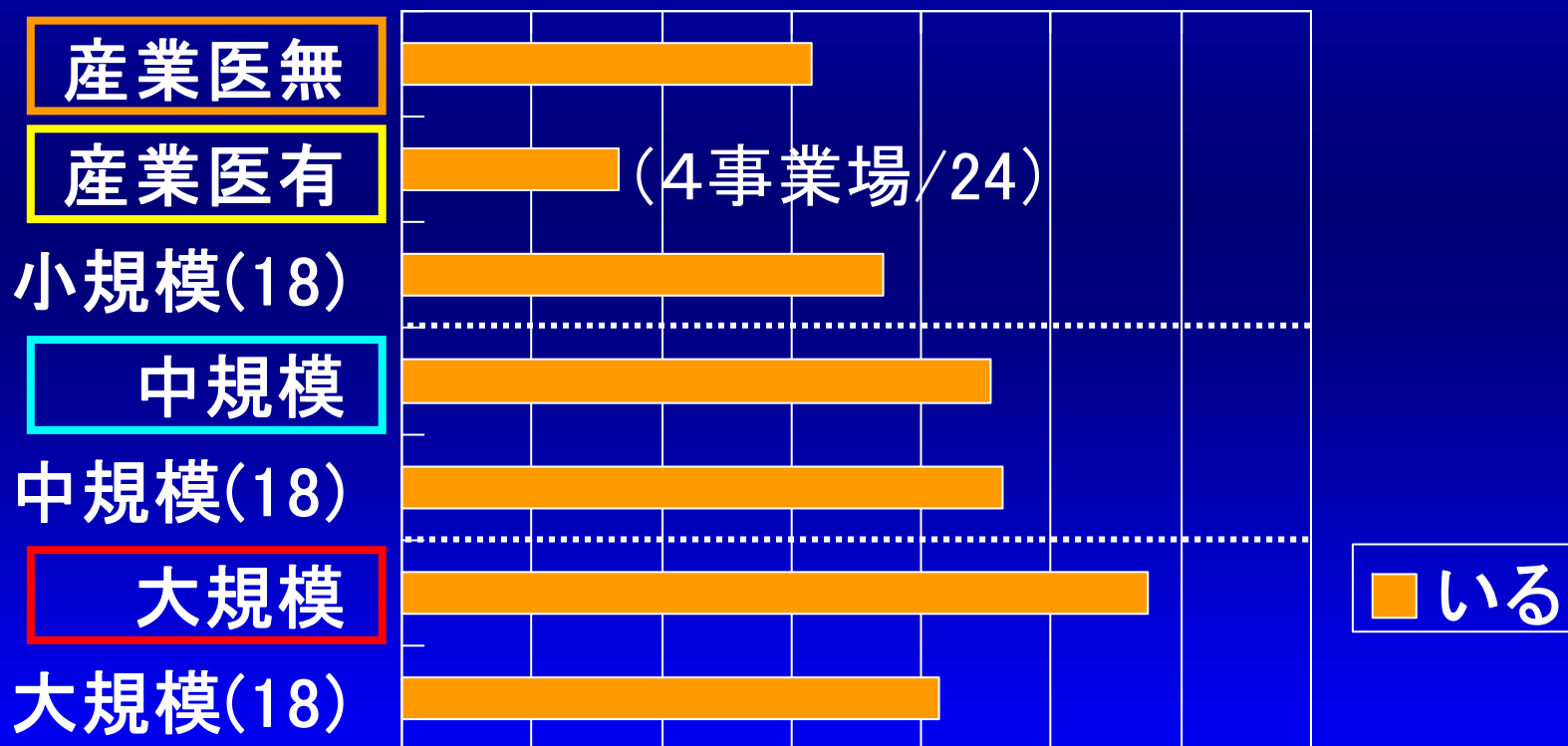
パソコンによる入力

その他



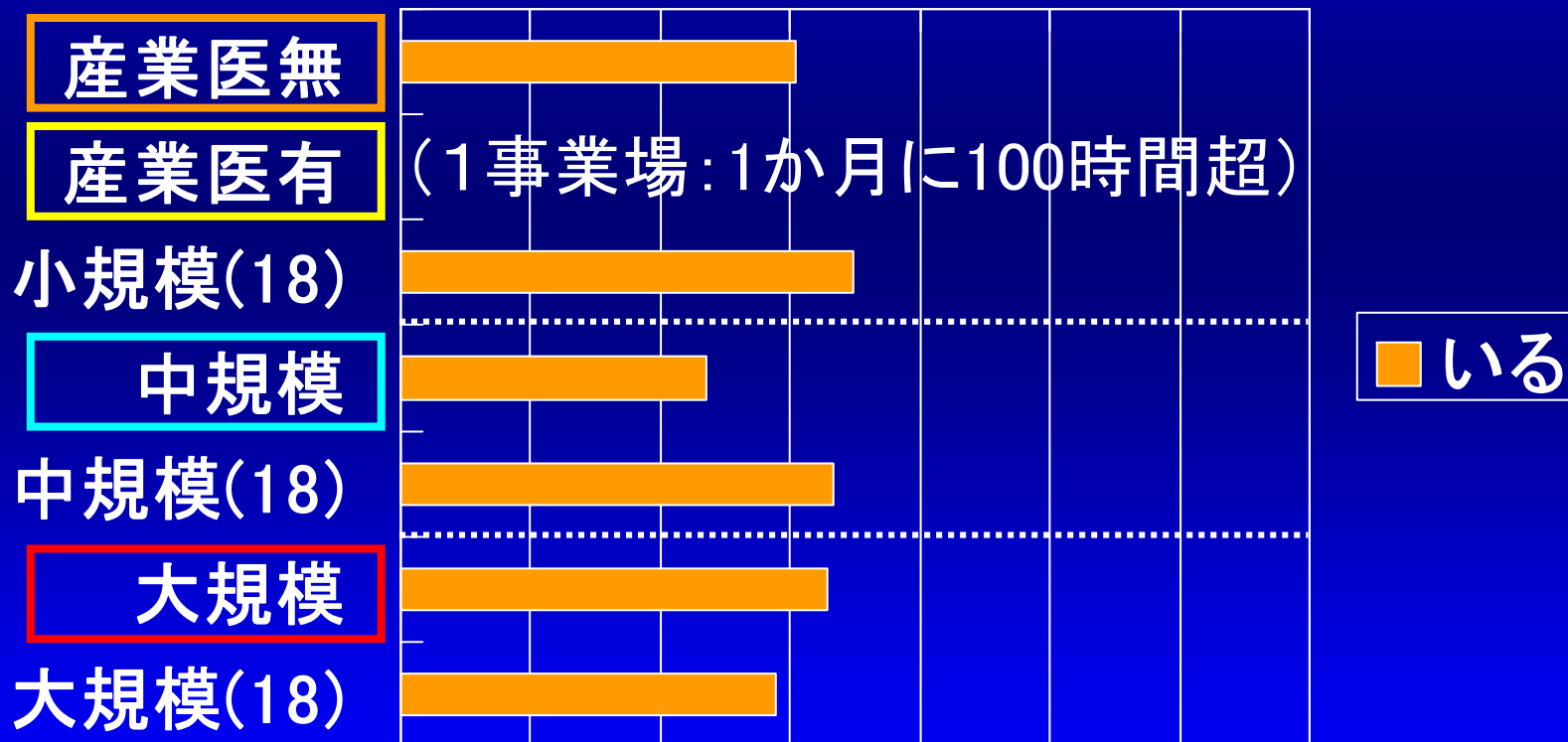
過去6か月間に月45時間以上の時間外・休日労働の従業員がいる事業場

0 10 20 30 40 50 60 70 (%)



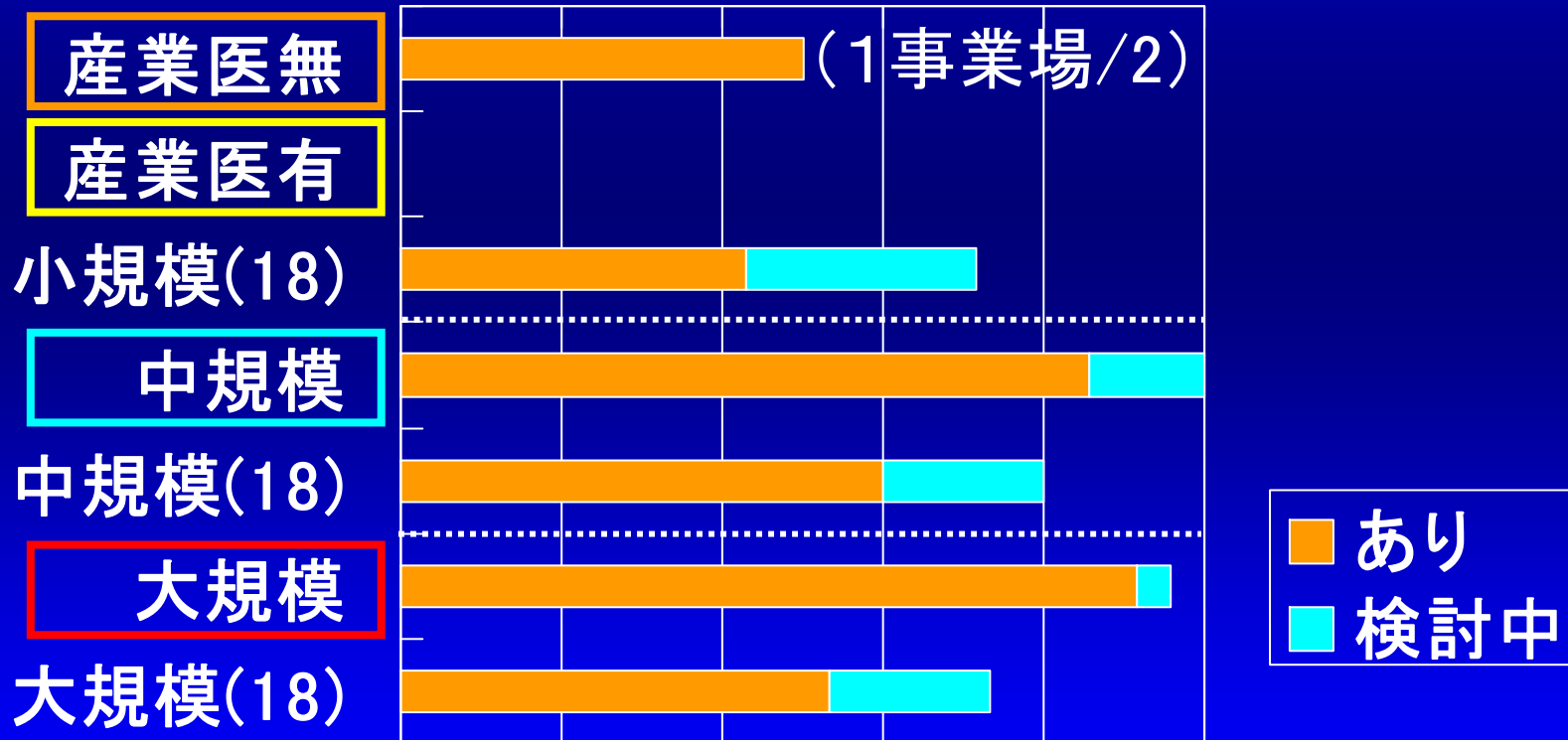
過重労働の基準として、1か月に100時間または2～6か月間に平均80時間超を採用している事業場

0 10 20 30 40 50 60 70 (%)



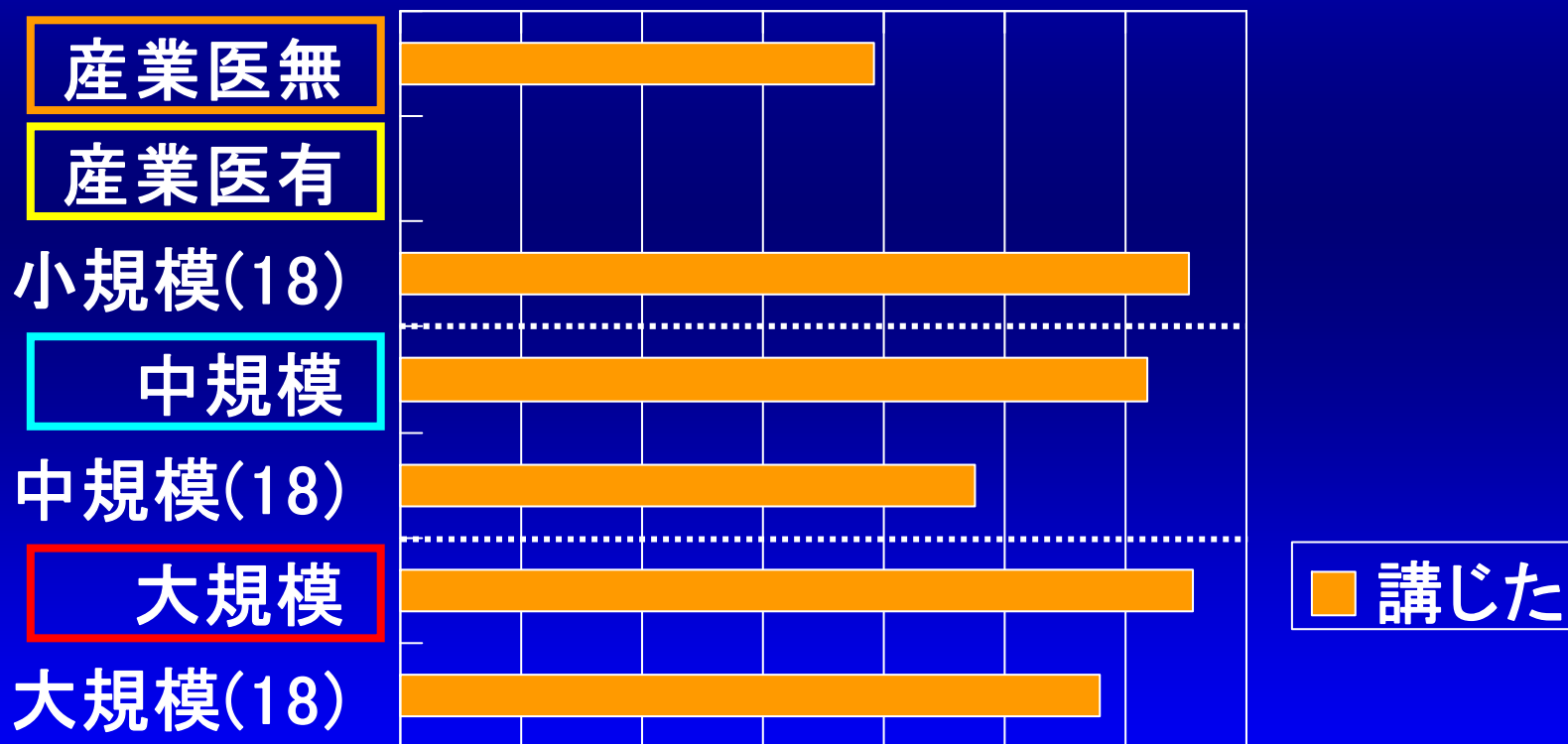
産業医等医師による面接指導を実施する制度がある事業場

0 20 40 60 80 100 (%)



過重労働による健康障害の予防に対する具体的な措置を講じた事業場

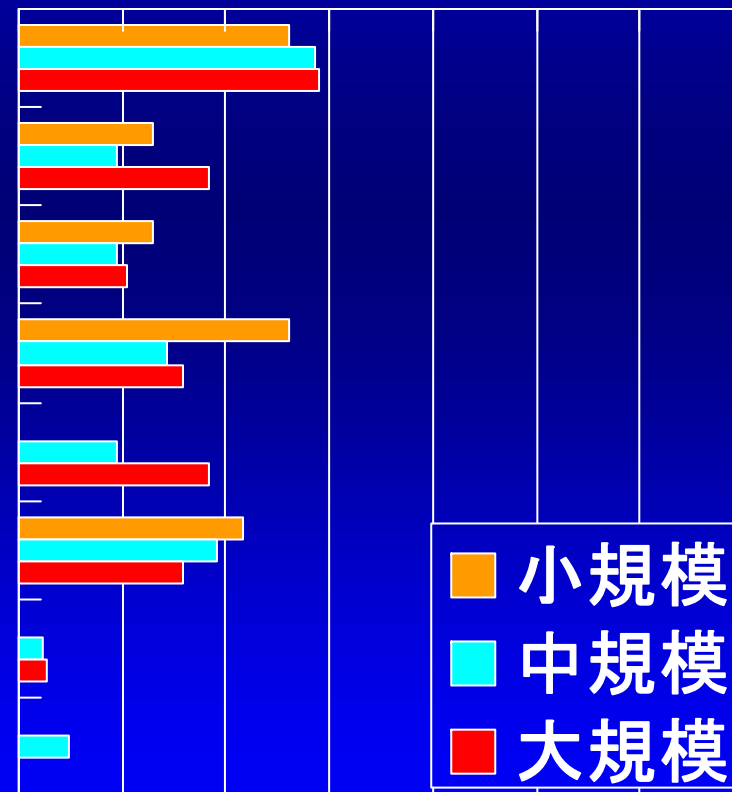
0 10 20 30 40 50 60 70(%)



過重労働による健康障害の予防に 対する具体的な措置(18)

0 10 20 30 40 50 60 70 (%)

- 労働時間の的確な把握
- 定期健康診断の実施
- 休暇の積極的な取得
- 時間外・休日労働の削減
- 産業医等の指導助言
- 面接で保健指導の実施
- 助成制度などの活用
- その他



過重労働による健康障害の予防に 対する具体的な措置

0 10 20 30 40 50 60 70 (%)

労働時間の的確な把握

定期健康診断の実施

休暇の積極的な取得

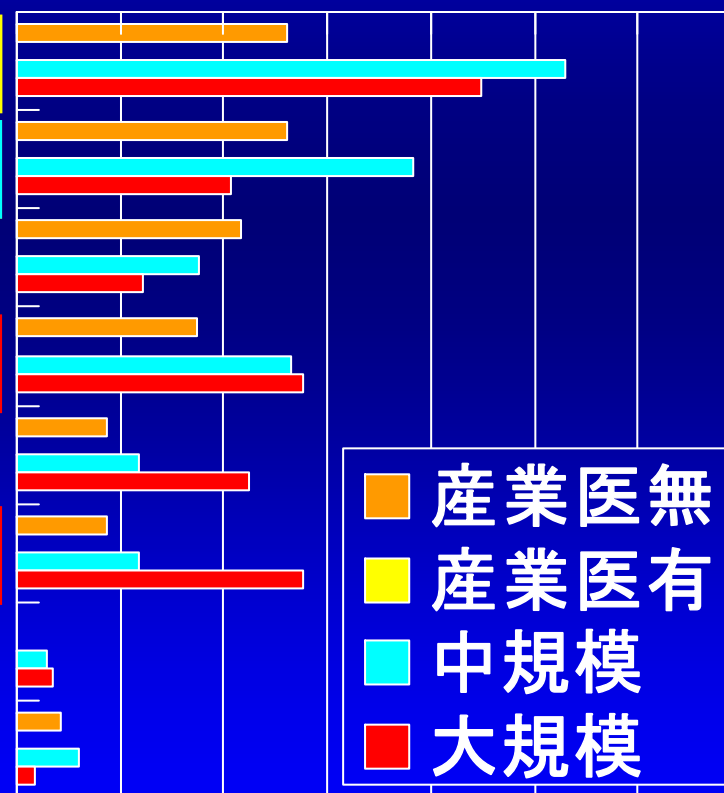
時間外・休日労働の削減

産業医等の指導助言

面接で保健指導の実施

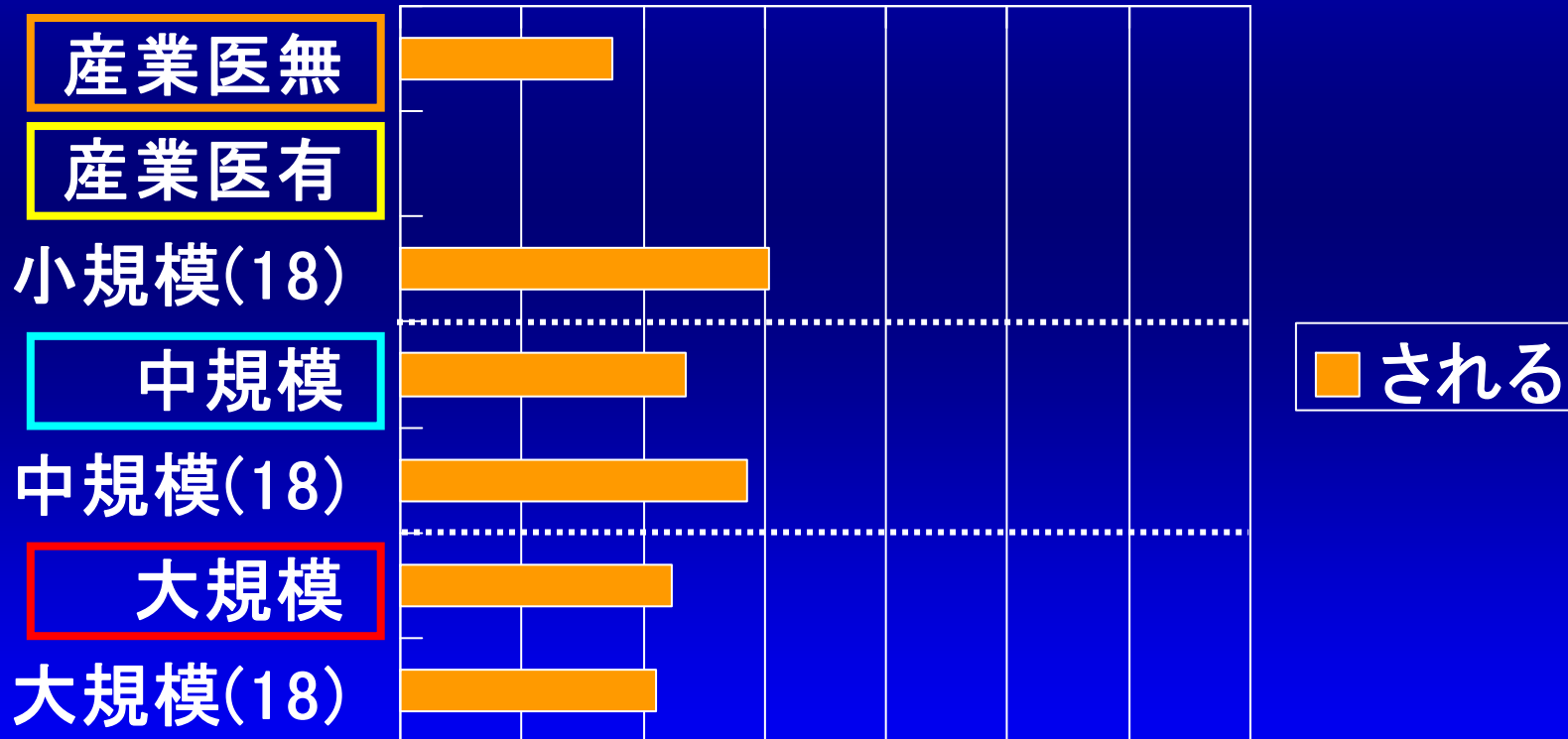
助成制度などの活用

その他



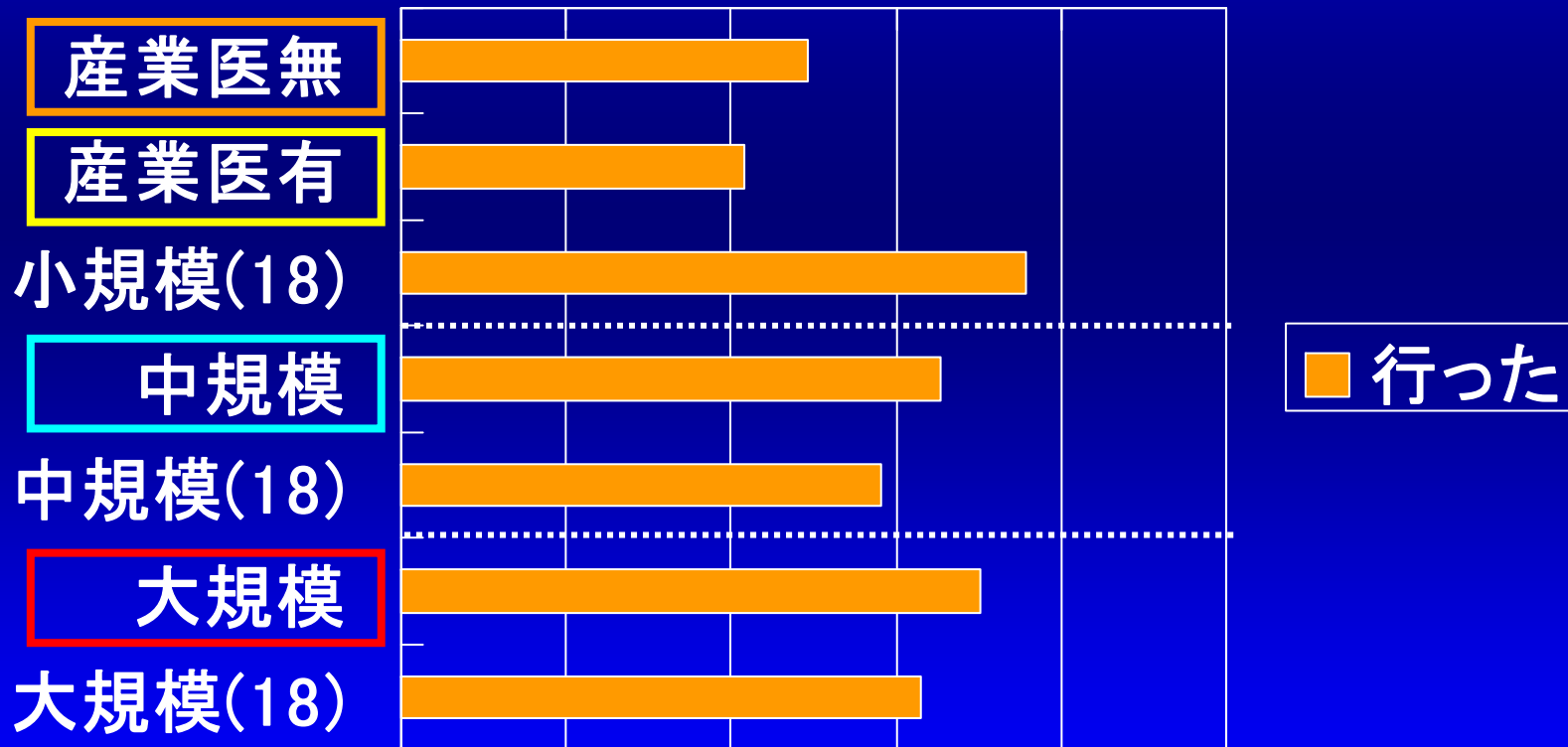
過重労働に関連する健康障害発生 が懸念される事業場

0 10 20 30 40 50 60 70 (%)



時間外・休日労働削減のための 取り組みを行った事業場

0 20 40 60 80 100 (%)



まとめ

- 不十分な点もあるが、小規模事業場であっても医師等による面談指導は既に導入され、和歌山県においても過重労働による健康障害防止対策が進みつつあることが明らかになった。



独立行政法人 労働者健康福祉機構
和歌山産業保健推進センター

Wakayama Occupational Health Promotion Center.

ご清聴ありがとうございました